

学童保育の施策をめぐる現状と課題

——保護者と指導員一人ひとりの願いを力に

全国学童保育連絡協議会

本稿では、学童保育の施策に関わる法律の主な内容、国の省令における「従うべき基準」の参酌化の動きをふり返り、二〇二〇年の実施状況調査などから見える今後の課題をお伝えします。

学童保育の成り立ちと

法制化

二〇二〇年五月現在、全国には三万三六七一（支援の単位）の学童保育があり、一三〇万五四二〇人の子どもたちが通っています。^{*1}

働きつづけることと子育ての両立を願う多くの人々の思いをもとに、保護者と指導員が力をあわせて全国各地で

学童保育の「つくり運動」をはじめたのは、一九五〇年代のことです。

当初は国・自治体の施策や予算もありませんでした。各地域で関係者が学童保育連絡協議会を通じて、法制化

と施策の策定を求めてきたこともあって、ようやく一九九七年、学童保育は

「放課後児童健全育成事業」という名称で児童福祉法に位置づけられました。

厚生労働省は学童保育のことを「放課後児童クラブ」と呼んでいます。

児童福祉法で「児童福祉施設」に位置づけられた保育所には最低基準が設けられており、「市町村の保育実施義務」も定められています。

一方、学童保育は「児童福祉事業」との位置づけで、市町村の責務は「利用の促進の努力義務」であることなど課題は残っていますが、法制化は意義のあることでした。

二〇一五年度

新制度における

学童保育に関わる内容

二〇一二年に成立した「子ども・子育て支援法」により、学童保育は、各市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられました。市町村は事業の実施にあたって、ニーズ調査にもとづいた「市町村子ども・子育て

て支援事業計画」を五年ごとに策定します。

あわせて二〇一二年には児童福祉法も改定され、学童保育に関わって主につぎの点が定められました。

◆学童保育の対象を「小学校に就学している児童」とする。

◆国の基準を省令で定め、それにもとづいて市町村が最低基準となる条例（以下「基準条例」）を定める。

◆市町村以外の者が学童保育を実施する場合には、事前に市町村への届け出を必要とする。

◆市町村長は、「基準条例」で定めた最低基準を維持するために、実施者に報告を求め、検査などを行える。

◆市町村は、必要に応じて必要な措置を積極的に講じ、多様な事業者の能力を活用した学童保育の実施を促進し、供給を効率的かつ計画的に増大させる。

◆国と都道府県は、上記の供給を効率的かつ計画的に増大させる市町村の措置に関して必要な支援を行う。

◆市町村は、学童保育に関して、情報の収集、提供、相談、助言、あっせん、調整を行う。

かつて、学童保育の実施基準は、児童福祉法施行令で「衛生及び安全が確保された設備を備える」とのみ定められていました。改定された児童福祉法

では、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない」とされ、

国は厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「設備運営基準」）を公布し、こ

れにもとづいて各市町村が「基準条例」を定めました。また、国は「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運営指針」）を策定しました。

二〇一五年四月以降、各地の学童保

育は、市町村の「基準条例」と国の「運営指針」にもとづいて運営されています。

「『従うべき基準』の 参酌化と『施行後三年』の 見直し」について

「設備運営基準」では、「放課後児童支援員を、支援の単位ごとに二人以上配置」「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四〇人以下とする」と定めています。ここで言う「支援の単位」とは、子ども集団の規模のことです。

「設備運営基準」が策定された当初、指導員の資格と配置基準は「従うべき基準」として定められ、そのほかの施設の広さや子ども集団の規模などは「参酌基準」として定められました。^{※2}実施基準は学童保育の質を大きく左右します。市町村の「基準条例」を見る

つづきは本誌をくらんでください

